

【2021年10月15日制定】

## 大口水産スタンプカード規約

### 1. スタンプカード発行について

スタンプカードは、大口水産株式会社の近江町市場の各売り場にて発行いたします。  
なお、有効期限印がないスタンプカードは無効とします。

### 2. スタンプ付与の条件について

近江町市場の各売り場でのお買い上げ金額600円(税込み)毎にスタンプを1個押印いたします。  
ただし、現金、クレジットカード、デビットカード、QR決済、電子マネー(店頭での当日決済分のみ)の方法によるお買い上げのみを対象とし、前記以外の支払い方法(例えば、掛け買いや割引券の利用分等)は対象外とします。

また、スタンプ欄に日付の記入のないものは無効とします。

スタンプカードをお忘れになった場合は、新たなカードを発行し、後日スタンプの合算を希望される場合は応じます。ただし合算によって失効したスタンプカードのご提出が、条件となります。

またレシート等でスタンプ未押印のお買い上げを確認できる場合に限り、複数売場での金額の合算も認めます。

### 3. 賞品との引き換え条件について

スタンプカードは、当社贈答コーナーにて、以下の条件にて賞品と引き換えいたします。  
賞品は、お客さまが選択されたものをお渡しいたします。なお、複数のスタンプカードの合算は可能ですが、一度賞品との引き換えに使用したスタンプカードは失効し、以降使用できません。

スタンプ5個で 指定駐車場券1枚または当社発行お買い物券100円割引券

スタンプ10個で 指定駐車場券2枚または当社発行お買い物券300円割引券

スタンプ20個で 指定駐車場券11枚または当社発行お買い物券1,000円割引券

\*指定駐車場券とは、近江町パーキング、近江町ふれあい館駐車場、近江町いちば館駐車場のみで使用できる駐車券であり、1枚につき150円分となります。

### 4. スタンプカードの利用について

スタンプカードは上記3の賞品との引き換え以外に、何ら権利を付与するものではなく、その他の利用はできないものといたします。-

### 5. スタンプカード紛失等について

スタンプカードを紛失した場合は無効とし、再発行はいたしません。  
また、スタンプカードはお客様が責任をもって管理するものとし、スタンプカードの盗難・紛失・

消失等には当社は一切責任を負わず、当社はスタンプカードの所持人を正当な権利者と扱うことで免責されるものいたします。

6. 有効期限について

スタンプカードの使用は、スタンプカード記載の有効期限までとします。ただし、賞品との引き換え期限は、スタンプカードの有効期限より2週間後までとし、同期限を徒過した場合には理由の如何に関わらず、スタンプカードは無効とします。

なお、いずれの期限についても最終日が当社の休業日である場合には、その前日をもって最終日とします。スタンプカードの有効期限は、発行日から1年間です。

7. お問い合わせについて

スタンプカードに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

大口水産株式会社本社 石川県金沢市上近江町 38

電話番号 076-260-4545 メールアドレス [honsyakeiri@ohguchi.co.jp](mailto:honsyakeiri@ohguchi.co.jp)

8. 本規約の改廃について

本規約を改廃する場合には、当社の各売り場の店頭またはホームページにて公表いたします。